

第6号様式別表5の7記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項まで又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第5項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「当該事業年度の月数②」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	
2「調整後付加価値額③」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
3「課税標準」、「新税率」及び「税額(イ)」	④から⑬までの各欄には、第6号様式の⑳から㉔までの各欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」をそれぞれの欄に記載します。	
4「旧税率」	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成27年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載します。 また、標準税率以外の税率が適用される法人については、各都道府県ごとに定められた税率を用います。	
5「税額(ロ)」	「旧税率」により計算した金額については、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
6「控除額」(⑯から㉑までの欄)	これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額を記載します。	